

琵琶湖をとりまく環境の保全・再生と自然の恵みの活用・魅力発信 やまの健康2.0



資料1-1

森林の適正管理、林業の成長産業化、農山村の活性化が一体となった「やまの健康」の取組をバージョンアップ

森林
の適正管理

Ver. UP!

主伐・再造林
(資源循環)

間伐(保育)

林業
の成長産業化

Ver. UP!

民間・非住宅
公共建築

農山村
の活性化

Ver. UP!

農山村
活動支援

都市部へ農山村の
価値を提供



【多面的機能の発揮】

- 環境林の整備
- 計画的な間伐

【資源の循環利用】

- 主伐・再造林
- 新 エリートツリー等種子生産
- 新 架線による集材・搬出支援

【安全・安心】

- ライフライン等保全のための予防伐採等

【川上】
活力のある林業の推進

- 林業人材の育成
 - 木材生産力の向上
-

【川中】
加工・流通体制の整備

- 加工・流通の人材育成
 - ニーズに対応した加工・流通体制の整備
-

【川下】
幅広い県産材の利用

- 木造建築設計への助言
 - 木造建築セミナーの開催
-

【都市とやまをつなぐ】

- 木育の推進
 - 新 木育拠点施設の整備
R5: 展示内容検討、設計
R6: 施設改修、オープン(予定)
木育指導者の育成
-

- 森林空間等の資源を活用し都市と「やま」をつなぐ
森林サービス産業の創出
やまの資源と都市とのマッチング

- 企業の森づくり
 - 新 「やま」への関わり方を企業に提案
 - 森や緑にふれる機会の創出
 - 新 植樹等の森づくりイベントの開催
-

【農山村の魅力をも高める】

- 農村RMO
複数集落の機能を補完する「農村RMO(農村型地域運営組織)」の形成による魅力ある農山村づくり

森林政策課(内3910) / 農村振興課(内3961) ※農村RMOのみ

令和5年度琵琶湖森林づくり事業等の見直しについて

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）や、森林審議会による琵琶湖森林づくり基本計画の進捗に係る評価等を踏まえ、施策の見直しを行った。主な事業は以下のとおり。

課題	事業名	事業概要	備考
1 CO ₂ ネットゼロに向け、持続的な森林吸収源対策の確保を図るための主伐・再造林の促進	架線集材搬出支援事業（2-3）	主伐・再造林により林分の若返りを図るため、架線系作業システムの導入に取り組む事業者に対して支援を行う。	琵琶湖森林づくり県民税充当
	優良種苗生産推進対策事業	主伐後の再造林を確実に行うためにはエリートツリー等の優良種苗の確保と供給が必要であるため、採種園等の造成・改良等に対して支援を行う。	
2 森林資源の有効活用の促進	森の資源研究開発事業（7-3）	木材をはじめとする森林資源を有効に活用するため、従来の県産材の活用に関する製品開発に加え、 <u>主伐・再造林を促進するための森林整備等に関する技術開発への支援を行う。</u>	琵琶湖森林づくり県民税充当
3 次代を担う子供たちへの森林環境学習の推進	木育拠点施設整備推進事業（7-5の内）	県内で木育の取組をさらに進めるため、木育拠点となる施設について滋賀らしい木育施設の検討と整備に向けた計画等の取りまとめを行う。	琵琶湖森林づくり県民税充当
	緑の少年団活動推進事業（5-2-④）	各地域での緑化活動や指導者育成など緑の少年団活動を推進することで、子どもたちへの緑化や森づくりへの理解を深める。	琵琶湖森林づくり県民税充当
4 住宅や公共建築物等への県産材のさらなる利用促進	びわ湖材製品流通促進事業（7-2の内）	県内の建築物等におけるびわ湖材製品の需要を把握し、適確に対応することで、びわ湖材製品の供給を促進する。	琵琶湖森林づくり県民税充当

5 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進	しが森林サービス産業創出事業（6-3）	森林空間を観光・健康づくり・教育等に活用する「森林サービス産業」創出を支援することを通じて、都市とやまの人・経済の循環を創出する。	琵琶湖森林づくり県民税充当
	「やまと都市をつなぐ」森林山村地域活性化事業（6-4）	森林山村地域の資源を活かすための人材育成等を行うことで、地域の課題解決や活性化のモデルとなる取組を推進する。	琵琶湖森林づくり県民税充当
6 気象災害の頻発に伴う風倒木等の被害への対応	災害に強い森林づくり事業（風倒木等被害対策）（4-1-①）	重要インフラ施設への風倒等の被害を及ぼす恐れのある森林について、 <u>河川周辺の森林を対象に追加し</u> 、事前に予防伐採等の森林整備を行い、リスクの低減を図る。	琵琶湖森林づくり県民税充当

新 県産材架線集材搬出支援事業

1 目的

本県の人工林資源は、その多くが利用期を迎え充実する一方で、伐採・再造林が低調で推移した結果、若齢林が非常に少なく、高齢化が進行する状態となっており、持続的な資源確保が困難となることや手入れ不足による森林の持つ多面的機能の低下が懸念される。

このため、適切な時期に主伐・再造林を行って林木の若返りを図ることで次世代の森林づくりを推進していく必要があることから、主伐・再造林等を推進するにあたり、より効率的で効果的な伐採搬出作業が可能となる架線系作業システムの導入に取り組む事業者に対して支援を行う。

2 事業内容

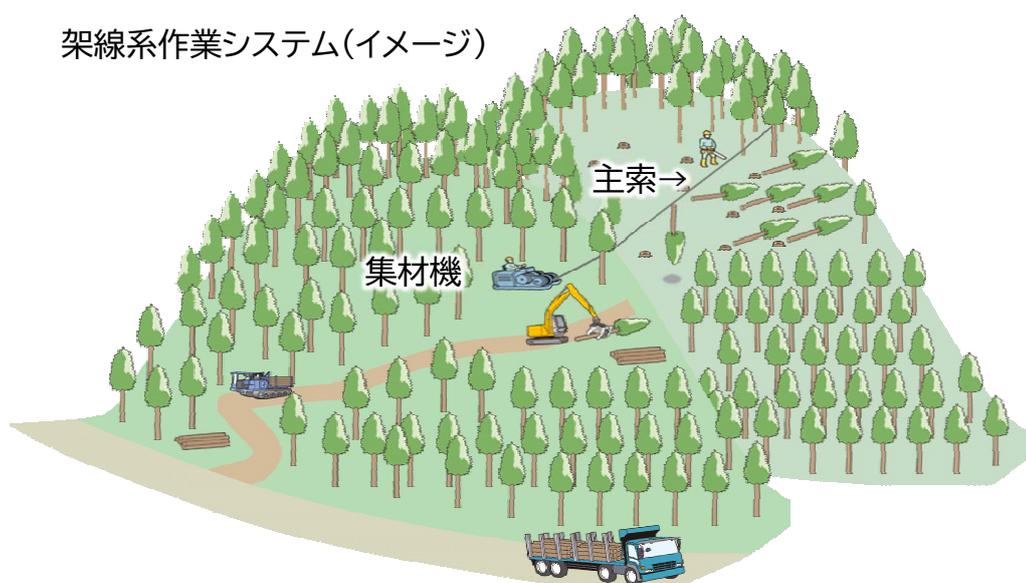
架線集材により主伐・再造林等を実施する人工林において、架線等の設置・撤去に必要な経費に対して支援する。

3 事業主体

市町、森林組合等

4 補助率

定額 600千円/箇所



⑨ 優良種苗生産推進対策事業

1. 事業趣旨・内容

戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えている中、森林資源を循環利用していくためには、主伐後の再造林を確実に行うことが重要であり、このためには優良な種苗の確保と供給が不可欠である。これらの種穂の採取源を早急に確保していく必要があるため、優良種苗の採種園等の造成・改良等に対して支援を行う。

2. 事業主体

認定特定増殖事業者、事業協同組合等

3. 補助対象

採種園等の造成・改良費

4. 補助率

1/2 以内

5. 予算額(令和5年度)

$3,000 \text{ 千円} \times 1/2 = 1,500 \text{ 千円}$



ミニチュア採取園 (イメージ)



閉鎖型採取園 (イメージ)

④ 7-3 森の資源研究開発事業

1. 趣 旨

木材をはじめとする森林資源が有効に利活用され、県の森林資源の循環利用を図っていくため、異業種や産学官の連携と地域の創意工夫による森林資源を利用し県産材を活用した製品開発や森林整備に関する技術開発を推進する。

2. 事業内容

県産材を利用する上で課題となっているテーマ、新たな森林資源利用に関する製品開発、主伐再造林を主とする森林整備に関する技術について公募し、補助を行うとともに、必要に応じてそれらの成果について公表する。

なお、審査にあたっては、事業化実現性（販路開拓を含め販路予定が明確であること、実現できる構成メンバーであること）や緊急性の視点を重視することとし、あらかじめ提案研究の具体的な事業化スケジュールを求めるとともに、製品開発についてはマーケティング調査を必須項目として実施することを前提に予算の範囲内において採択することとする。（ただし、自社の施設整備を目的とするものは補助対象としない）

（1）補助対象事業

- ・県産材の活用に関する製品開発

<拡充内容>

- ・森林整備に関する技術開発

森林資源の循環利用の中で、現在の森林は伐って植える段階に来ていることから、主伐・再造林を促進するための森林整備に関する技術開発への支援を行う。

想定事例：再造林後の獣害対策に関する研究

再造林後の保育省力化に関する研究

主伐の低コスト化に関する研究 など

*補助対象事業の内容

○事業可能性調査費（マーケティング調査費、事業化計画策定費）

○製品等研究開発費（製品試作（追加改良）費、試験費、モニター調査費）

*補助対象経費

（人件費、賃金、謝金、旅費、印刷費、会議費、賃借料、通信運搬費、委託費、資機材費および消耗品費）

（2）事業の流れ

4月 研究提案を公募

5月 審査会の開催（一次および二次審査）、採択提案の決定

6～2月 研究活動を実施

3月 研究結果を報告

3. 事業主体

滋賀県内に事務所等を有する団体または当該団体を構成員の一つとする共同チーム

4. 補助率 1/2以内

補助金上限額 1,000千円（単年度）

（複数年度にわたる場合は3年を上限とする）



⑨ 7-5-1 木育推進事業（木育拠点施設整備推進事業）

1. 目的

子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木の良さや利用の意義を学んでもらう『木育』に取り組んでいる。県内で木育の取組をさらに進めるためには、常設型で木育の拠点となる施設が必要である。そのために、木育拠点となる施設について、必要な機能や展示・設置する木製品等について関係者との協働により推進していく。

2. 事業内容

木育拠点施設整備の推進

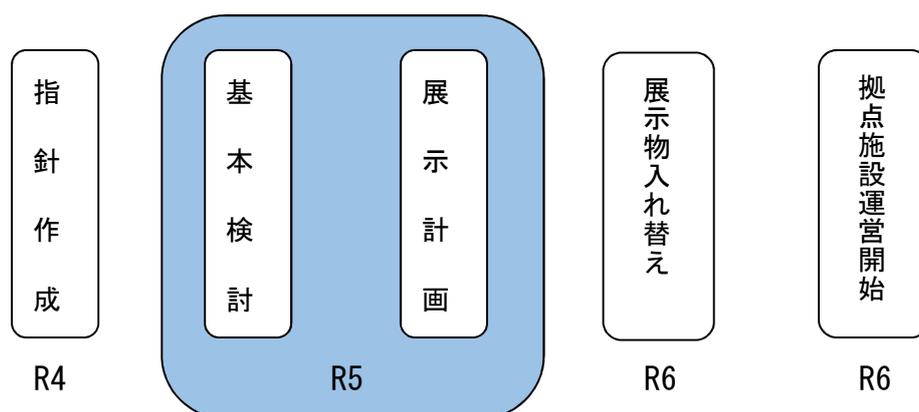
近江富士花緑公園内にある「わくわく学習」を木育拠点施設とするため、県内の木育関係者と先進事例の視察やワークショップを行い、滋賀らしい木育施設の検討と整備に向けた計画等の取りまとめを行う。

○ 基本検討

- 意見交換ワークショップ視察等開催
- 拠点機能、実施内容、運営方法等検討とりまとめ

○ 展示計画

- 施設展示物の基本設計
- 施設展示物の図面等作成



わくわく学習館 現況



木育拠点施設イメージ

3. スケジュール

令和6年度 改修工事、展示物入れ替え

令和6年度中 施設 OPEN

緑の少年団活動推進事業

森林政策課交流推進係

1 概要

「緑の少年団」は、全国植樹祭の式典で重要な役割を担うとともに、県民の緑化意識の向上における中心的な役割を担う必要不可欠な存在であり、全国植樹祭後も継続的な活動を実施することが期待されている。

県では、令和4年の全国植樹祭の開催を契機に、地域の普及啓発イベントを開催するなど、緑の少年団の活性化を推進してきた結果、団員数は5,500人を超えるまでとなり、植樹祭前後においてほぼ倍増したが、地区ごとに活動の頻度や内容、活動への理解度が異なる現状がある。

今後は、引き続き、各地域における緑の少年団の普及啓発イベントや指導者育成など、少年団活動に対して支援をすることで、子どもたちへの緑化や森づくりへの理解を深めるとともに、ひろく県民等に対して少年団活動を周知し、森づくりの重要性などの普及啓発を図る。

※「緑の少年団」＝国が推進する国土緑化運動の一翼を担う団体として、国土緑化推進機構により設立された全国組織で、緑の募金をはじめ地域の緑化・森づくり活動を行っている。また、滋賀県においては令和元年度より「緑の少年団滋賀県連盟」が設立され、県内の緑の少年団の取りまとめを行っている。

2 事業内容

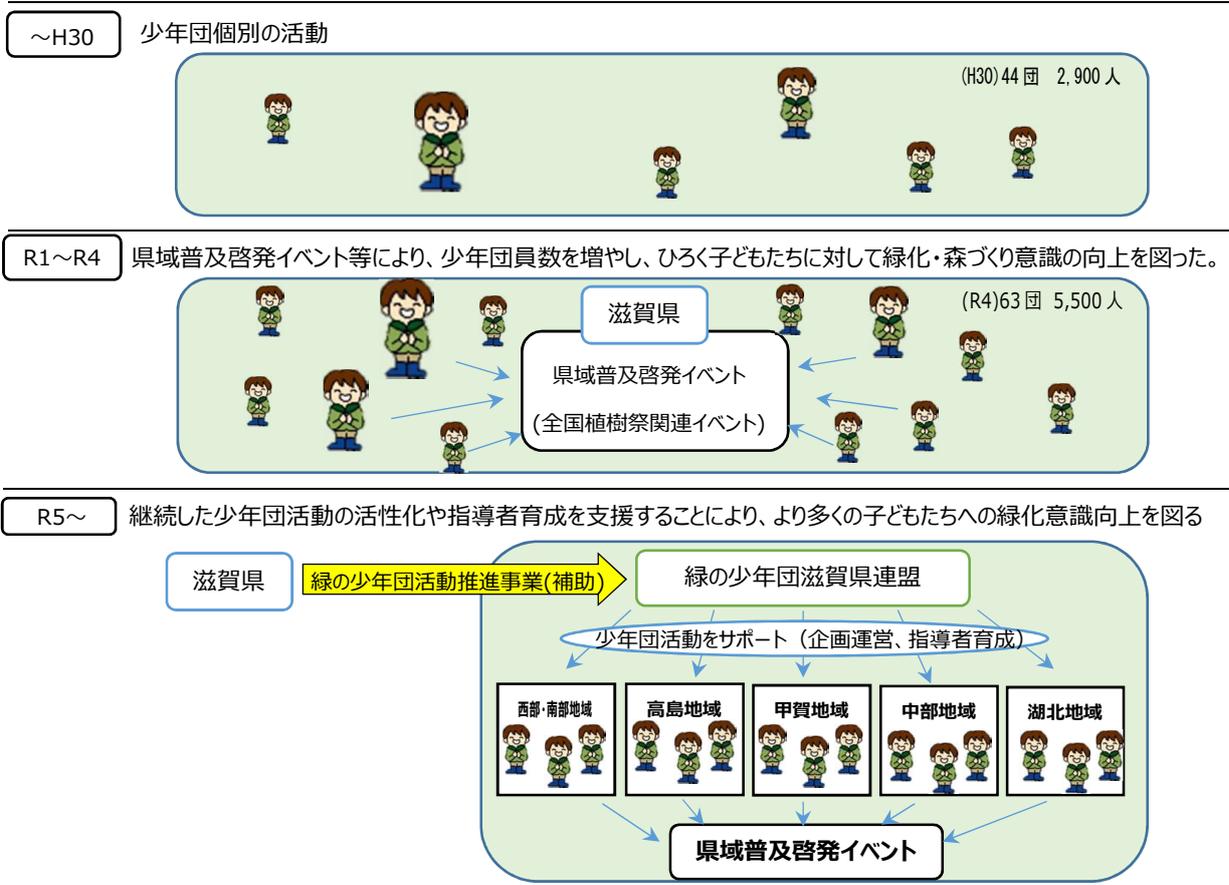
- ・ 緑の少年団の普及啓発イベント等実施にかかる経費に対する助成
- ・ 緑の少年団の指導者研修等実施にかかる経費に対する助成

3 事業主体

緑の少年団滋賀県連盟（事務局 公益財団法人 滋賀県緑化推進会）

4 補助対象経費

緑の少年団の普及啓発イベントや指導者研修等実施にかかる経費



7-2-2 びわ湖材製品流通促進事業

1. 趣 旨

公共建築物、民間建築物および住宅等の木造化・木質化により、木材資源の循環利用を進め、森林の多面的機能を発揮させるため、県内の建築物等におけるびわ湖材製品の需要を把握し、適確に対応することで、びわ湖材製品の供給を促進する。

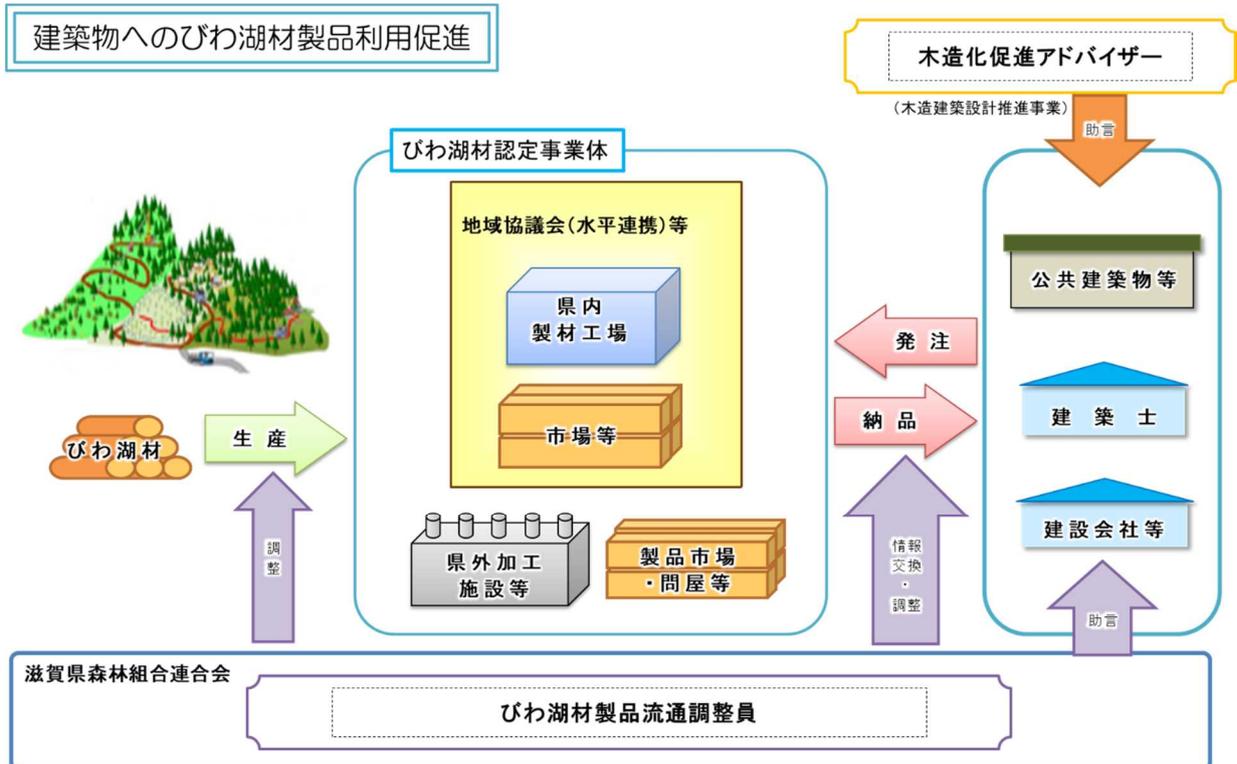
2. 事業内容

- ① 「びわ湖材製品流通調整員」を設置し、県内の公共建築物等の需要を把握し、設計士や工務店等との情報交換を行い、とりまとめ、びわ湖材認定事業体である県内製材工場や県外加工施設と調整する。
- ② 会議の開催

3. 事業主体 滋賀県森林組合連合会

4. 補助率等 定額（びわ湖材製品流通調整員経費：1/2、事務局経費：定額）

5. イメージ



担当：森林政策課 県産材流通推進室

しが森林サービス産業創出事業

1 趣旨

社会において、「働き方改革」やコロナ禍による健康に対する意識の高まりがみられることに加え、企業においては脱炭素をはじめとするサステナビリティ経営に対するニーズが高まっている。このような情勢を踏まえ、都市住民や企業のニーズに応える手段として、森林資源や森林空間の潜在的な価値に着目し、森林サービス産業創出に取り組む。

これにより、より幅広い層が森林に親しむ機会を創出し、「都市からやまへ」の流れを促進することで「やまの健康」を推進する。

2 内容

滋賀の森林資源や森林空間を活用したサービスを構築すべく、取組が先行している地域において専門家による助言等により事業化に向け支援するとともに、県内外へPRするとともに、県内の機運を醸成する。

	【森林空間利用の状況】	【県内の森林でのサービス提供】
これまで	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 山や森林に関心のある特定層 ▶ 個人・プライベート利用が中心 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政サービスの延長が多く、事業化まで至っていない ▶ コンテンツとしての商品力弱い
背景	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">コロナ禍</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">メンタルヘルス</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">テレワーク普及</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">密→疎</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">ESG 経営</div> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 企業のニーズ「健康経営」「サステナビリティ」「多様性」 </div>	
目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「健康経営」「サステナビリティ経営」等に取り組む企業をターゲットに ▶ 「関係人口」創出を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業として自走 ▶ 企業のニーズに応えられる形でプログラム（商品）を開発・販売

① 【事業化支援】

森林サービス産業に関する取組が先行している3地域において、事業化に向け商品開発や顧客獲得に関する支援や関係者向けの研修等を実施。

② 【しが森林サービス産業の県内外へのPR】

県内で提供できるサービスをまとめ、企業のESG経営や健康経営にかかるニーズを念頭に県内の森林サービス産業をパンフレットや動画、セミナー等で県内外へPRし、地域と企業のマッチングの機会を設けるとともに、県内の関係事業者や市町の認知度を上げ、県内の森林サービス産業創出に向けた機運醸成を図る。

「やまと都市をつなぐ」森林山村地域活性化事業

森林政策課交流推進係

目 的：

森林山村地域における課題（過疎化や後継者不足、森林資源活用等）に対しては、これまで県内北部地域での都市交流モデル事業等を通じて、森林山村資源の魅力の発掘・発信、関係人口や交流人口の増加を推進してきており、その結果、森林空間利用などによる新たな森林資源の活用や、それらを活用する地域リーダーとなる人材発掘も進んできている。

今後は、これまで掘り起こしてきた山村地域の資源に焦点をあて、資源を活かすための人材育成・確保の推進、資源を活用した取組の事業化、就労機会の創出など、より深い関係人口や交流人口の増加を図るなど、森林山村地域の活性化のモデルとなる取組を推進する。

内 容：

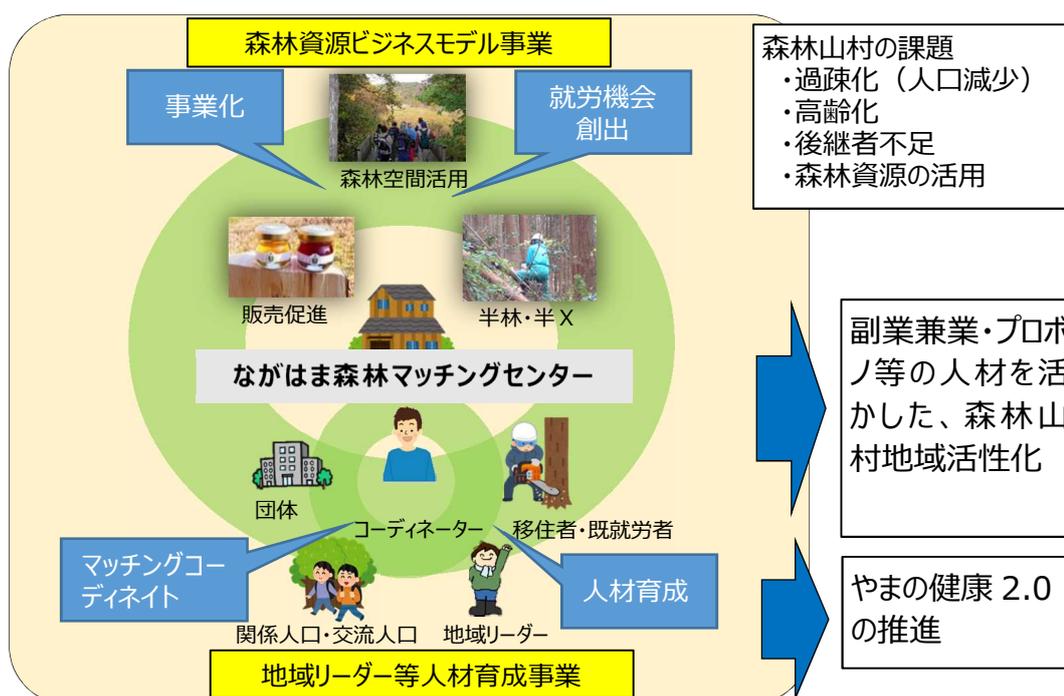
○地域リーダー等人材育成

- ・山村都市マッチングコーディネーターを設置し、山側の課題相談や、都市側（企業や個人）課題解決につながるマッチングコーディネイトを推進する。
- ・これまで各地域で育ってきたガイド等の人的資源を、地域リーダーとして育成する。

○森林資源ビジネスモデルづくり

- ・メープルシロップ等の森林資源の販売や、森林空間利用など、山村資源を活用した取組の事業化を推進
- ・林業就労等イベントを通じて、半林半X就労を推進

委 託 先： ながはま森林マッチングセンター運営協議会



④ 災害に強い森林づくり事業

1.趣 旨

近年、道路、送配電線、通信網、河川などの重要インフラ施設等沿いの森林における倒木被害の発生により、集落の孤立、停電、通信網の遮断および河川の閉塞による溢水、また、里山周辺における獣害の深刻化など、森林の防災機能等の低下により住民生活に支障をきたすような事態が発生している。

このため、重要インフラ施設等周辺森林の風倒木等被害の未然防止および獣害対策に向けた森林整備を支援する。

2.事業内容

① 風倒木等被害対策

重要インフラ施設等に隣接し、立木の風倒等被害による重大な影響を生じる恐れのある森林の予防伐採。

【令和5年度より重要インフラ施設(道路・電気・通信等)に河川を加えて、重要インフラ施設等の周辺森林を対象に拡充】

② 緩衝帯整備

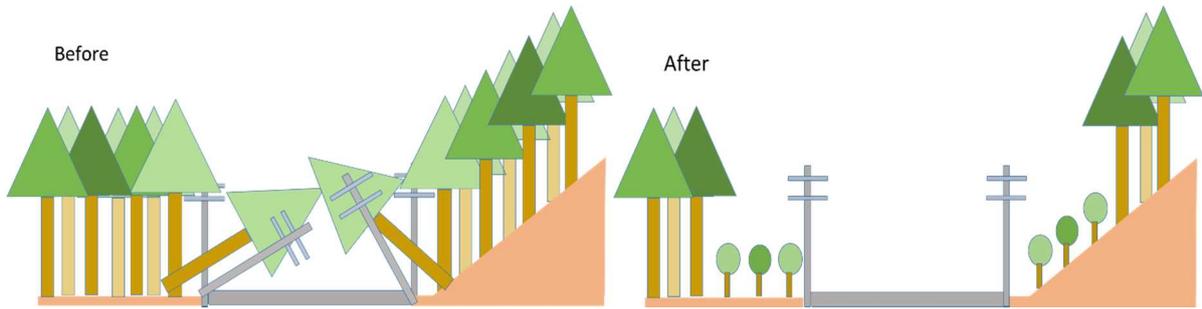
野生獣の生息防止を目指した、枯損マツ、ナラ類等の伐倒、上層木の抜伐り、中低木の除去、侵入竹の伐採および処分等

3.事業主体 市町

- 4.補助率 ① 風倒木等被害対策 事業費の1/2以内 上限 2,000千円/ha
② 緩衝帯整備 定額(350千円/ha)

- 5.補助要件 ① 市町、インフラ管理者、森林所有者による協定締結
重要インフラ施設等周辺の0.1ha以上の森林
② 市町、地域、森林所有者による協定締結
保全対象(集落等)周辺の概ね1.0ha以上の里山

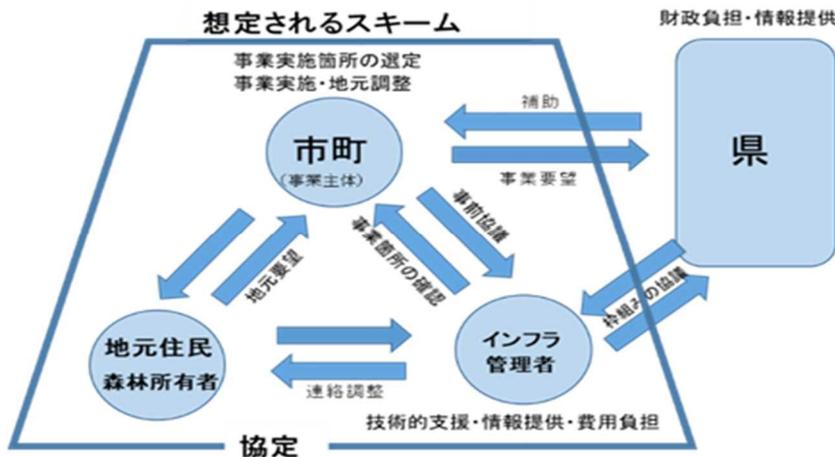
① 風倒木等被害対策イメージ



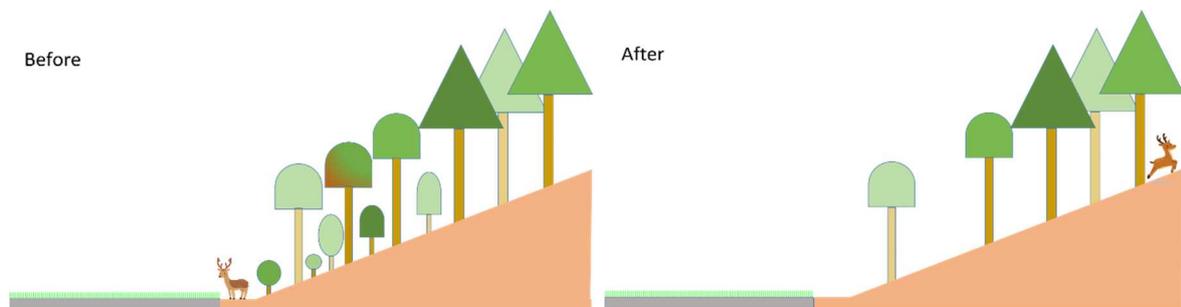
重要インフラ施設等(道路・電気・通信・河川等)の風倒木等被害により、集落孤立・停電など、深刻な地域住民生活への影響が懸念。

市町・インフラ管理者・森林所有者の協力体制のもと、一定幅(樹高程度)以下の周辺森林を予防的に伐採することでリスク低減を図る。

○ 県・市町・インフラ管理者・森林所有者の関わり



② 緩衝帯整備イメージ



集落・農地周辺の里山が、灌木などの侵入で藪となり、野生獣の隠れ場所として最適になることは、集落・農地の野生獣害の要因の一つ。

市町・地域・森林所有者の協力体制のもと、見通しの良い里山(緩衝帯)を整備することで野生獣害のリスク低減を図る

琵琶湖森林づくり事業の見直しについて(令和4年度・令和5年度対比表)

令和4年度事業区分	
1	陽光差し込む健康な森林づくり事業
1-1	環境林整備事業
1-2	農地漁場水源確保森林整備事業
1-3	森林環境の調査研究
1-4	水源林保全対策
	① 水源林保全対策事業
	② 地域水源林保全活動支援事業
	③ 下層植生回復モデル事業
1-5	森林動物対策事業
1-6	やまを活かす巨樹・巨木の森保全事業
2	次世代の森創生事業
2-1	しがの次世代の森整備調査研究事業
2-2	次世代森林育成対策事業
2-3	びわ湖カーボンクレジットによる森林づくり推進事業
3	森林を育む間伐材利用促進事業
3-1	地球温暖化防止対策県産材供給支援事業
3-2	間伐材等搬出対策事業
	① 路網整備
	② 機械化促進
4	災害に強い森林づくり事業
4-1	災害に強い森林づくり事業
	① 風倒木等被害対策
	② 里山防災・緩衝帯整備
5	協働の森づくりの啓発事業
5-1	琵琶湖森林づくり県民税の用途説明
5-2	協働の森づくりに関する普及啓発
	① 地域普及啓発活動
	② 企業の森づくり支援事業
	③ 自然と人との共生事業
5-3	「びわ湖水源のもりの日・月間」普及啓発
5-4	全国植樹祭開催準備事業
6	みんなの森づくり活動支援事業
6-1	森林・山村多面的機能発揮対策事業
6-2	森の恵み活用促進事業
7	未来へつなぐ木の良さ体感事業
7-1	木の香る淡海の家推進事業
7-2	びわ湖材利用促進事業
7-3	森の資源研究開発事業
7-4	「びわ湖材」産地証明事業
7-5	木育推進事業
7-6	未利用材利活用促進事業
7-7	「やまの健康」まちの森林づくり事業
7-8	木質バイオマス地域循環促進事業
8	森林環境学習事業
8-1	森林環境学習「やまのこ」事業
8-2	幼児里山保育推進事業

令和5年度事業区分	
1	陽光差し込む健康な森林づくり事業
1-1	環境林整備事業
1-2	農地漁場水源確保森林整備事業
1-3	森林環境の調査研究
1-4	水源林保全対策
	① 水源林保全対策事業
	② 地域水源林保全活動支援事業
	③ 下層植生回復モデル事業
1-5	森林動物対策事業
1-6	やまを活かす巨樹・巨木の森保全事業
2	次世代の森創生事業
2-1	次世代森林育成対策事業
2-2	びわ湖カーボンクレジットによる森林づくり推進事業
2-3	架線集材搬出支援事業 (新)
3	森林を育む間伐材利用促進事業
3-1	地球温暖化防止対策県産材供給支援事業
3-2	間伐材等搬出対策事業
	① 路網整備 (休止)
	② 機械化促進
4	災害に強い森林づくり事業
4-1	災害に強い森林づくり事業
	① 風倒木等被害対策
	② 緩衝帯整備
5	協働の森づくりの啓発事業
5-1	琵琶湖森林づくり県民税の用途説明
5-2	協働の森づくりに関する普及啓発
	① 地域普及啓発活動
	② 企業の森づくり支援事業
	③ 自然と人との共生事業
	④ 緑の少年団活動推進事業 (新)
5-3	「びわ湖水源のもりの日・月間」普及啓発
6	みんなの森づくり活動支援事業
6-1	森林・山村多面的機能発揮対策事業
6-2	森の恵み活用促進事業
6-3	「やまの健康」しが森林サービス産業創出事業 (新)
6-4	「やまと都市をつなぐ」森林山村地域活性化事業 (新)
7	未来へつなぐ木の良さ体感事業
7-1	木の香る淡海の家推進事業
7-2	びわ湖材利用促進事業 (拡)
7-3	森の資源研究開発事業
7-4	「びわ湖材」産地証明事業
7-5	木育推進事業 (拡)
7-6	未利用材利活用促進事業
7-7	「やまの健康」木育ビジネス化モデル事業
7-8	木質バイオマス地域循環促進事業
8	森林環境学習事業
8-1	森林環境学習「やまのこ」事業
8-2	幼児里山保育推進事業

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)見直し
滋賀県の森林・林業における現状と課題について 意見と対応案

番号	該当箇所	意見等	対応案
1	森林審議会 【資料2-4】 滋賀県の森林・林業における現状と課題について ・木材産業	・中小の製材工場で競争するのではなく、他府県で行われているように、 <u>林業施策と相まって、官民一体となって、大型工場をつくるべき。</u> ・ <u>素材のままではなくJAS製品で、かつ集成材などの建築用材として、様々なニーズに応えられるよう、2次加工した構造材を扱えるような工場の整備を検討願いたい。</u>	・御意見を踏まえ、「林業・木材産業の将来」にイメージを記載し、施策のあり方について検討します。
2	森林審議会 【資料2-4】 滋賀県の森林・林業における現状と課題について ・木材産業	・素材生産は全国下位で、同様の地域は都市圏だけであり、森林面積が半数の自治体としては林業の現状は深刻。 ・ <u>主伐・再造林により生産量を増やすことは大切だが、高く売る努力も必要。</u> ・ <u>生産されたものが製品として売れ、今ほとんどないものが県内外に出回るような積み重ねの後で大型の製材機が導入されるべき。一気に飛び越えることはできない。</u>	・御意見を踏まえ、「林業・木材産業の将来」にイメージを記載し、施策のあり方について検討します。
3	森林審議会 【資料2-4】 滋賀県の森林・林業における現状と課題について ・木材産業	・ <u>県内の小規模な工場に何を挽いていただくかというの重要な視点。</u> ・ <u>東北や九州など先を行くところと同じやり方を追いかけてもだめ。全国でも丁寧に挽ける工場は少なくなっており、こうした小規模な工場を活かすことが重要で、滋賀県の強みにできる部分ではないか。</u>	
4	森林審議会 【資料2-4】 滋賀県の森林・林業における現状と課題について ・木材産業	・ <u>大型の工場は薄利多売で、もうけは少なく、雇用の力もない。滋賀県は交通網が発達しているの、安い材は外に持っていったもよい。</u> ・ <u>その代わりしっかり価値が付くものは県内で挽く。スギヒノキだけでなく、広葉樹資源も活用するような、戦略を練っていくべき。</u>	・小規模な製材所は、きめ細かな需要に対応できる点から、大規模な製材と、生産する品目等で、 <u>すみわけが必要</u> であると考えています。 ・御意見を踏まえ施策のあり方について検討します。
5	森林審議会 【資料2-4】 滋賀県の森林・林業における現状と課題について ・木材産業	・ <u>小規模な製材が多いということは、様々なニーズに対応できる体制があるということ。</u> ・ <u>森林資源は全国的に、大径化しており、大径材を伐採し製材できる場所がないと聞いている。大径材に焦点をあてて整備していくという考え方もある。</u>	

番号	該当箇所	意見等	対応案
6	森林審議会 【資料2-4】 滋賀県の森林・ 林業における現 状と課題につい て ・林業	・主伐・再造林が進まない大きな理由のひとつとして、 <u>シカの問題</u> がある。再造林を進めるため、しっかり検討すべき。	・シカの食害は、森林所有者の生産意欲の減退を招く大きな要因となっているところ。 ・御意見を踏まえ、施策のあり方について検討します
7	森林審議会 【資料2-4】 滋賀県の森林・ 林業における現 状と課題につい て ・林業	・国有林では小林式誘引法により、くくりわなを導入して捕獲に取り組んでいる。 ・市町村や民間に技術移転して、できるだけシカの圧を下げていきたい。 ・こうした横のつながりやスマート林業、ICTを活用した捕獲なども推進すべき。	
8	森林審議会 【資料2-4】 滋賀県の森林・ 林業における現 状と課題につい て ・林業	・主伐・再造林の機運は全くない。山主に返るのはヘクタールあたり100万円くらいの状況であり、個人の所有者は皆伐しない。 ・再造林した場合、シカの害を防ぐネットも必要でかなり厳しい。知恵を絞って、かなりの努力が必要。	・主伐・再造林については、補助金の補助率の増高などにより推進に取り組んでいるところ。 ・御意見を踏まえ、施策のあり方について検討します
9	森林審議会 【資料2-4】 滋賀県の森林・ 林業における現 状と課題につい て ・林業	・山側の反応は鈍い。 <u>思い切った施策の展開、例えば伐採奨励金を出すくらい</u> の施策が必要。	

琵琶湖森林づくり基本計画（第 2 期）

令和 3 年 (2021 年) 3 月
滋 賀 県

目次

第1	はじめに	2
第2	森林・林業を取り巻く現状と課題	3
1	全国の動き	3
2	本県の現状と課題	5
第3	琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の取組総括	14
1	基本指標に基づく評価	14
2	戦略プロジェクトに基づく評価	17
第4	基本計画が目指す森林づくりの方向	19
1	基本方向	19
2	基本方針	19
3	方針に基づく施策の考え方	20
4	SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組	31
第5	施策の体系	33
第6	基本施策	34
1	多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり	34
2	多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり	36
3	森林資源の循環利用による林業の成長産業化	38
4	豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進	40
第7	重点プロジェクト	42
1	花粉の少ない再造林促進プロジェクト	42
2	災害に強い森林づくりプロジェクト	43
3	「やまの健康」推進プロジェクト	43
4	公共建築物木造化プロジェクト	44
5	木質バイオマス地域循環プロジェクト	45
6	木育活動促進プロジェクト	45
※	県産材利用にかかるプロジェクトの関係	46
7	林業人材育成プロジェクト	47
第8	指標と主なSDGsターゲットとの関連	48
1	基本施策	48
2	重点プロジェクト	49
第9	推進体制	49
	《参考資料》	52

第1 はじめに

1 策定の趣旨

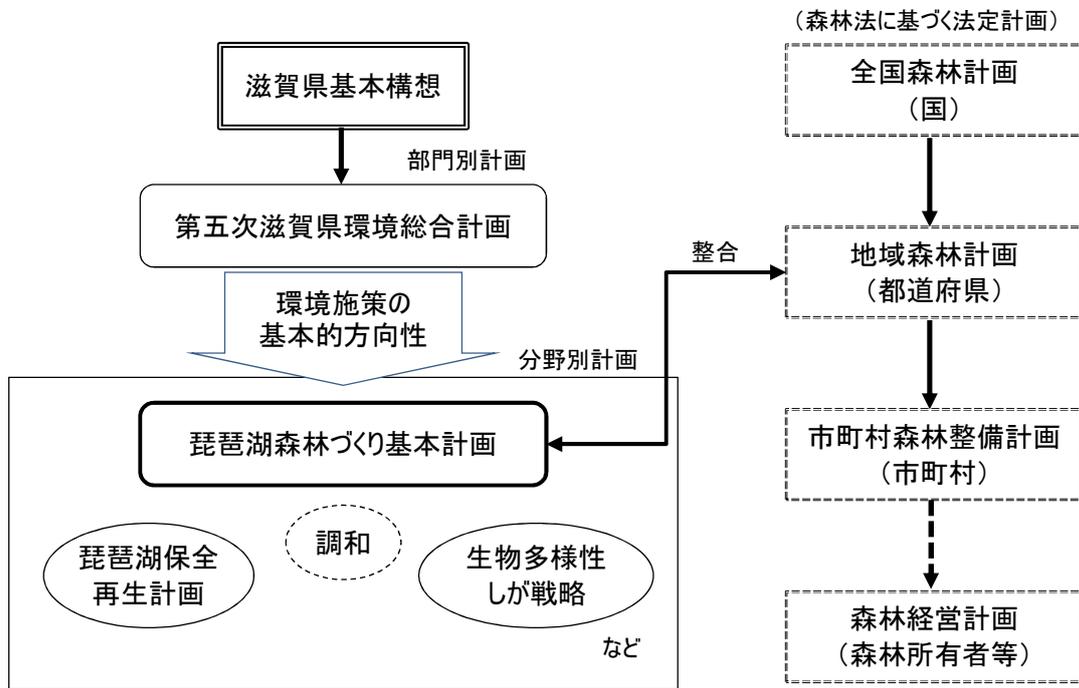
本県の森林は、琵琶湖の水源涵養をはじめ、県土の保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産といった多面的な機能の発揮を通じて、県民の生活に様々な恩恵をもたらしています。

平成17年度（2005年度）から令和2年度（2020年度）までを期間とする第1期計画では、こうした森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、総合的かつ計画的な施策の推進に取り組んできました。

令和3年度（2021年度）から始まる第2期計画では、第1期計画の成果とその評価、残された課題や新たに対応すべき課題を踏まえ、今後10年間の森林・林業に関する具体的な施策の方向を示すこととします。

2 計画の位置づけ

- 琵琶湖森林づくり条例第9条に基づく計画として位置付けられています。
- 滋賀県県産材の利用の促進に関する条例（以下、「県産材利用条例」という。）第10条に基づく計画としても位置付けられています。
- 滋賀県基本構想（平成31年3月策定）や第五次滋賀県環境総合計画（平成31年3月策定）を上位計画とする分野別計画として位置づけ、森林・林業にかかる総合的な推進を図る計画とし、他の分野別計画と調和させることとします。
- 森林法に基づく地域森林計画との整合を図ります。



計画の位置づけ

3 計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年間としますが、本県の森林・林業を取

り巻く社会・経済情勢の変化などを考慮し、計画開始から5年目を目途に見直しを行うこととします。

第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

1 全国の動き

(1) 自然災害の頻発

近年、全国的に自然災害が多発しています。平成30年(2018年)には、7月の豪雨災害や北海道の地震災害など全国各地で山地災害が発生しました。令和元年(2019年)においても、9月の「令和元年房総半島台風(台風第15号)」、10月の「令和元年東日本台風(台風第19号)」等により、広い範囲で記録的な強風や大雨に見舞われるなど、全国の多くの地域で山地災害、風倒木被害が発生しています。令和2年(2020年)の7月豪雨でも各地で被害が発生しており、治山事業や森林整備事業等による被害箇所の早期復旧や、事前防災・減災に向けた「国土強靱化」の取組が必要となっています。

(2) 森林・林業・木材産業のSDGsへの貢献

平成27年(2015年)に国連サミットにおいて採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、持続可能な世界を実現するための17の目標、169のターゲットから構成されています。森林のもつ多面的機能は、SDGsの目標15(陸の豊かさを守ろう)を始め、水源涵養は目標6「安全な水とトイレを世界中に」に関連するなど、様々な目標の達成に貢献しています。

政府が推進する具体的な取組の方向性を示す「SDGsアクションプラン2020」では、森林・林業・木材産業に関するものとして、林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮のための取組、スマート林業構築推進、新たな森林空間の利用、新規就業者の育成、国土強靱化への対応、気候変動対策など、様々な対応を行うこととしています。



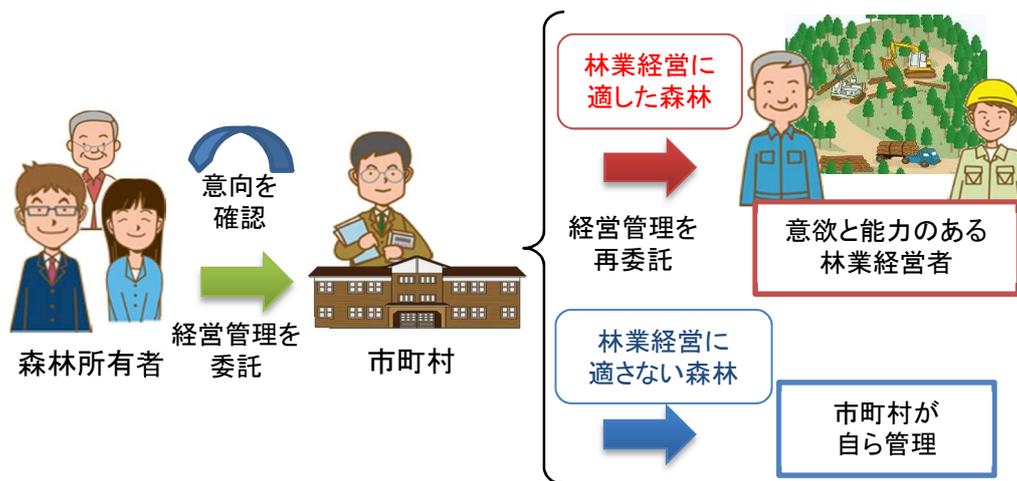
SDGs ロゴマーク

(3) 森林吸収源対策としての役割の高まり

令和2年(2020年)以降の「パリ協定」の下でも、「京都議定書」の下で使用してきた、間伐等の適切な森林経営が行われている森林による二酸化炭素の吸収量を削減量に含める方法を用いて、温室効果ガスの排出・吸収量を計上することが認められ、引き続き地球温暖化対策として、森林吸収源対策が重要な役割を果たすこととなっています。

(4) 森林経営管理法の施行

平成 31 年（2019 年）4 月に森林経営管理法が施行され、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者に委ねる「森林経営管理制度」が規定されました。この制度は、これまでの森林経営計画制度等と異なり、市町村が主体となって適切な経営管理を図るというスキームとなっています。



森林経営管理制度の概要（林野庁提供資料）

(5) 森林環境税・森林環境譲与税の創設

森林経営管理法を踏まえ、市町村および都道府県が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税および森林環境譲与税が創設され、森林環境譲与税は森林経営管理制度の開始に合わせて、令和元年度（2019 年度）から譲与が始まりました。この税をきっかけに森林整備の進展だけでなく、都市部が山村地域の木材の利用等を通じて、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や山村の振興等につながることを期待されます。

(6) ICTを活用した新たな森林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり

林業は、その厳しい労働条件や、林業が営まれる山村地域での過疎化や高齢化の進行などから、労働力を確保し、森林を育てていくことが難しい現状があります。国では、令和元年（2019 年）6 月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2019」に基づき、林業・木材産業の成長産業化に向け、高精度な資源情報を活用した森林管理、ICTによる木材の生産管理等によるスマート林業などの「林業イノベーション」を推進することとし、林業収益性の向上や安全で効率的な自動化機械による作業などにより魅力ある産業にすることを目指しています。

(7) 再造林の低コスト化への取組

全国的に人工林の多くが本格的な利用期を迎え、主伐の増加が見込まれる中、適切な再造林の実施、造林の低コスト化および苗木の安定供給が重要になっています。再造林の経費を圧縮する手法として、集材に使用する林業機械を用いるなどして、伐採と並行または連続して地拵えや植栽を行う「伐採と

造林の一貫作業システム」が導入されつつあります。

(8) 非住宅等への木材利用の増加

全国的に、戦後造成した森林資源が本格的な利用期を迎える中、林業の成長産業化を実現していくため、川中、川下の施策を充実させていくことが必要となっています。これまで国産材が使われてこなかった住宅部材での利用拡大、また、都市における木質耐火部材の開発、非住宅分野を中心としたCLTの利用と普及等が取り組まれています。

(9) 新型コロナウイルスの感染拡大

新型コロナウイルス感染症は世界中に蔓延し、その影響は経済、社会など各方面に及んでいます。

森林・林業分野にあっては、社会経済活動への悪影響が木材加工や川上の林業生産活動に波及することが危惧されています。コロナ禍にあって住宅需要が減少することで、受注機会が失われ、製品出荷量が減少すれば、製品や原木の市場価格低下を招き、木材加工や流通業界だけでなく、川上の素材生産事業者、森林組合、そして林業苗木生産事業者などでも事業採算性の悪化が予測されます。事業継続に向け、資金繰りなど様々な支援の取組が必要となっています。

一方で、ウィズコロナの時期には、人と人との接触を避けた「新たな生活様式」などの社会変改が求められています。森林は、「3密」を回避する場所としてだけでなく、レクリエーションや健康維持の場として、またテレワークなどの働く場としてニーズが高まっています。

(10) ウッドショックの影響

令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年も世界の木材市場が混乱しました。製材工場の稼働率低下や米国における需要の高まり、海上輸送の混乱により、日本の製材輸入量は前年を下回り、製材の輸入平均単価は大幅に上昇しました。日本の住宅需要が回復する中、輸入材の代替として国産材の需要が高まり、国産材の製品価格が上昇し原木価格も上昇しました。国産材の需要の高まりに対し、国内の製材工場は稼働率を上げて対応したものの、乾燥施設の処理能力や労働力等がボトルネックとなり、短期的な需要の増加に十分に対応できない状況が発生しました。

(11) ロシアのウクライナ侵攻による影響

令和4年2月に起きたロシアによるウクライナ侵攻により、欧州材、ロシア材の供給不足が予想され、ウッドショックの再来が懸念されました。政府によるロシアからの木材の輸入禁止措置が行われましたが、結果として、供給不足は起こりませんでした。しかし、仕入れ価格の上昇や円安による輸入コストやエネルギーコストが上昇し、製品価格は高止まりしています。

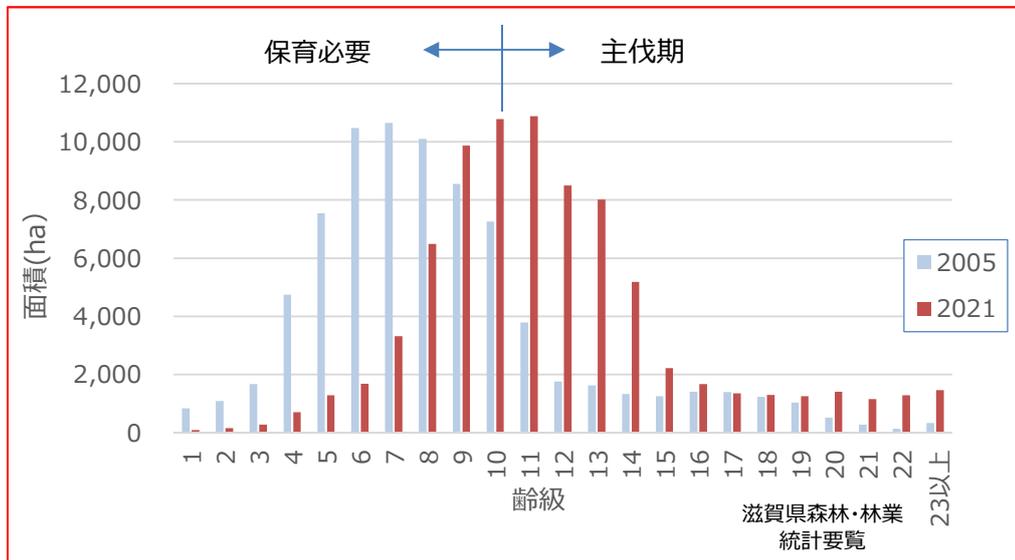
世界情勢不安が続く中、国産材の安定供給に期待が高まっています。

2 本県の現状と課題

(1) 利用期を迎え充実する一方、伐採が進まず高齢化が進む人工林資源

本県の人工林資源は、その多くが利用期を迎え充実する一方、長期に渡る林業生産活動の低迷等により、伐採・再造林が低調で推移した結果、若齢林が非常に少なく、高齢化が進行する状態となって

います。このため持続的な資源確保が困難となっており、また手入れが十分にされなければ災害リスクが増大し、多面的機能が損なわれる恐れもあります。「伐って、使って、植える」というサイクルを通じて、森林の適正な整備・保全を続け、木材の再生産と多面的機能の持続的発揮につなげる必要があります。



本県の民有林人工林年齢別面積

※ 第1期計画策定時の平成17年度（2005年度）は、人工林の多くが除間伐等の保育を必要とする「若い林分」でしたが、令和3年度（2021年度）には、約70%の森林資源が利用期を迎え、充実しつつある状況です。

(2) 頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による風倒木等被害の増加

近年、台風や集中豪雨などの気象災害により、本県でも従来にはみられなかった大規模な風倒木被害や、風倒木が道路や電線などのライフラインを寸断するなどの、県民生活に影響を及ぼす被害が発生しています。気象環境の変化等を踏まえ、災害リスクの軽減につながる森林整備等を行う必要が生じています。



風倒木被害 (H30)



風倒木被害 (H30)

こうした中、被害を未然に防ぐために、道路等のライフライン沿いの森林において予防的に危険木を伐採する取組が始まっています。



道路沿いの予防伐採を行った現場

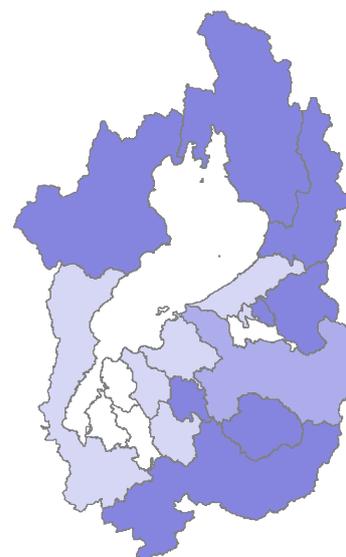
(3) 農山村地域における過疎化・高齢化の進行、適切な管理が行われない森林の増加

本県では、令和元年に人口増が見られたものの、全国同様、人口減少局面に入っており、今後、特に農山村の人口減少割合が大きくなると予測されています。森林所有者の多くが農山村の住民であり、過疎化・高齢化が進むことにより、所有者や境界の不明確化が進むことが危惧されています。

森林資源を、木材だけでなく、特用林産物や空間の活用など、健康や観光分野にも着目し、農山村における経済循環の創出、関係人口の増加等による活性化を図る必要が生じています。一方都市部では、企業や産業の密集や人口の集中による生活環境の悪化やストレスの増加など、様々な問題があります。この取組は、こうした都市部の過密による様々な問題を解決する可能性を持っています。

※ 将来人口推計について

右図は県内市町における人口増減を示したもの（国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」より作成）。農山村地域の多い市町で、人口減少割合が大きいと予測されています。



県内市町人口増減図

(4) 川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進

森林資源の多くが利用期を迎え充実する一方、林業生産活動は長期に渡り低迷しており、増加する資源を十分に活用できていない状況にあります。森林資源の循環利用に取り組み、林業の成長産業化を実現するためには、生産現場の効率化、川上・川中・川下の連携による加工・流通の合理化など、より一層の県産材利用に向けた体制づくりが必要となっています。また、住宅や公共施設を含む非住宅建築物、木製品や木質バイオマスなどあらゆる用途で県産材の需要を喚起し、加えて子どもから大人までを対象として、木材や木製品とのふれあいを通じて、木材への親しみや木の文化への理解深め、その利用の意義を学んでもらう「木育」の取組も必要となっています。令和4年度には、滋賀らしい木育活動をさらに推進するために「しが木育指針」を策定し、一層の取組の推進が期待されます。

令和5年4月1日に、県産材利用条例が施行されたことから、県全体で県産材の利用を一層促進します。



木造公共施設



民間施設における木育スペース

(5) 第72回全国植樹祭を機に県民一丸となって琵琶湖の水源林を守り育てる取組の推進

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心的な行事であり、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的として、毎年春に行われています。

本県では、甲賀市鹿深夢の森をメイン会場として、令和4年6月5日に第72回全国植樹祭を開催しました。甲賀市鹿深夢の森の主会場に加え、一般植樹会場3か所およびサテライト会場3か所を合わせ、約13,000名が参加しました。

式典ではふるさと滋賀の地域特性である「森—川—里—湖」のつながりを表すアトラクションや、記念式典が執り行われました。また、昨年につづき天皇皇后両陛下はオンラインでの御臨席となり、東京会場にてお手植え、お手播きを賜りました。

今大会では、「森林」、「びわ湖」、「人（暮らし）」のつながりと、緑ゆたかな森と碧く輝くびわ湖を未来へつないでいくことを全国に発信しました。この全国植樹祭開催により多くの県民や森林・林業関係者の森づくりに対する関心が高まったことを契機に、県民一丸となった森林づくりを進める必要があります。



全国植樹祭ロゴマーク



プロローグアトラクション



お野立所と「緑の少年団」



エピローグアトラクション



天皇陛下のお言葉



天皇陛下お手植え



皇后陛下お手植え



天皇陛下お手播き



皇后陛下お手播き

	お手植え樹種	お手播き樹種
天皇陛下	スギ トチノキ アカガシ	クロマツ コウヤマキ
皇后陛下	ヒノキ イロハモミジ エドヒガン	ウツクシマツ ホンシャクナゲ

お手植え、お手播き樹種



招待者記念植樹（鹿深夢の森）



一般植樹会場（森林公園くつきの森）



サテライト会場（えきまちテラス長浜）

（6）第50回全国林業後継者大会の開催

第72回全国植樹祭関連行事として、令和4年6月4日（土）に、全国各地の林業関係者が多賀町中央公民館（多賀結いの森）に集まり、「つなげよう未来に、『森－川－里－湖』のつながりを（琵琶湖と森の恵みを次世代へ）」を大会テーマとして、全国林業後継者大会が開催されました。当日は好天に恵まれ、全国から林業関係者の方など約250名の参加がありました。

パネルディスカッションでは、川上、川下それぞれで活動されている方々をパネリストとして迎え「みんなで豊かな森林を次世代に引き継いでいくために必要なこと」について、森林への思いや川上側が抱える課題とその解決策について話し合いました。森林の恩恵と琵琶湖のつながりについて再認識することともに、この恵みを後世に引き継いでいくことが求められます。



第50回全国林業後継者大会



滋賀もりづくりアカデミー修了生による大会宣言

(7) 市町が中心となる森林経営管理制度の推進

森林経営管理法では、市町村が主体となって放置林対策を進めることとなっており、法に基づく森林経営管理制度の推進を図る必要があります。

本県においても、市町が放置林整備やその準備作業を行うための体制整備などへの支援を行い、制度の推進を図ることが求められています。

(8) 林業の成長産業化や森林の適切な経営管理に不可欠な林業従事者の確保、人材育成の推進

本県では、林業の成長産業化に向け、森林・林業に関して安全かつ専門性の高い人材の育成を行うことを目的として、令和元年（2019年）6月に「滋賀もりづくりアカデミー」を開設しました。この中で、作業員の現場スキル向上、林業経営者としてのマネジメント能力の向上、木材流通等の知識、技術の習得に取り組んでおり、また併せて、森林経営管理制度を担う市町職員の能力向上にも取り組んでいます。今後はさらに、効率的な木材生産を行う技術力や地域資源を活かしたビジネス創出などの経営力を持ち、農山村を支える人材の確保および育成に期待が寄せられています。

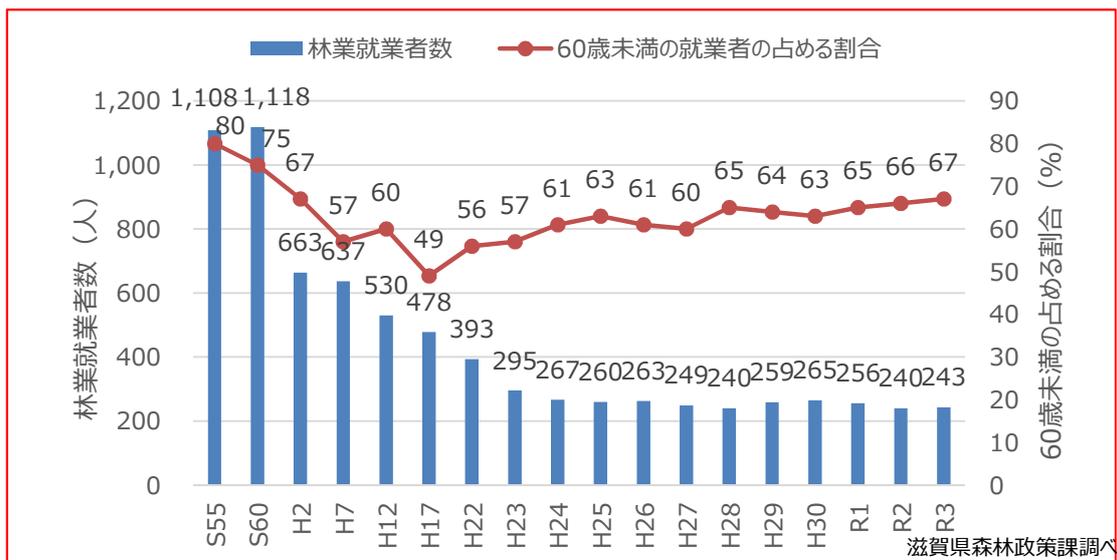
令和元年度から令和3年度までの3年間で、14名がアカデミーの講習を修了後、森林組合や林業事業体に就業し、森林整備や木材生産の分野で活躍しています。



滋賀もりづくりアカデミーの開講式



滋賀もりづくりアカデミーの研修の様子



本県の林業就業者数の現状

※ 本県における林業就業者は長期に渡り減少してきましたが、近年は一定しており若年の就業者も増加しつつあります。林業の成長産業化に向け、就業者の能力向上が求められています。

(9) 「しが CO₂ ネットゼロ」ムーブメント」の推進

近年、気候変動やその影響が全国各地で現れており、平成 30 年度（2018 年度）および令和元年度（2019 年度）には琵琶湖北湖の一部で全層循環が確認できないという観測史上初めての事態が生じるなど、農林水産業や自然生態系など様々な分野において気候変動の影響と考えられる現象が既に現れてきています。

こうした中、令和 4 年 4 月 1 日には、「滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例」が施行され、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を掲げるとともに、単なる温室効果ガス排出の削減にとどまらず、CO₂ ネットゼロへの挑戦で真に持続可能な社会をつくる取組が推進されることとなりました。

本県の森林に対しては、二酸化炭素の吸収源として、また再生可能エネルギーである木質バイオマスの供給源としての役割への期待が高まっています。そのなかで、計画的な除間伐に基づく森林管理プロジェクトによる J-クレジットの創出について、新たな団体が創出に取組むなど、カーボン・オフセットの取組が広がっています。さらに、企業の森づくりによる CO₂ ネットゼロの取組や SDG s 実現の場として、滋賀の森が注目されています。

(10) MLGs の取組

マザーレイクゴールズ (MLGs) とは、「琵琶湖」を切り口とした 2030 年の持続可能社会への目標 (ゴール) であり、「琵琶湖版の SDGs」です。MLGs は、2030 年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口として独自に 13 のゴールを設定しています。



MLGs 13のゴールカラー

第4 基本計画が目指す森林づくりの方向

本県の森林・林業をとりまく現状や人口動向と、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、琵琶湖森林づくり条例に規定する基本理念を実現するため、今後の取組の基本方向、基本方針を次のとおり定めます。

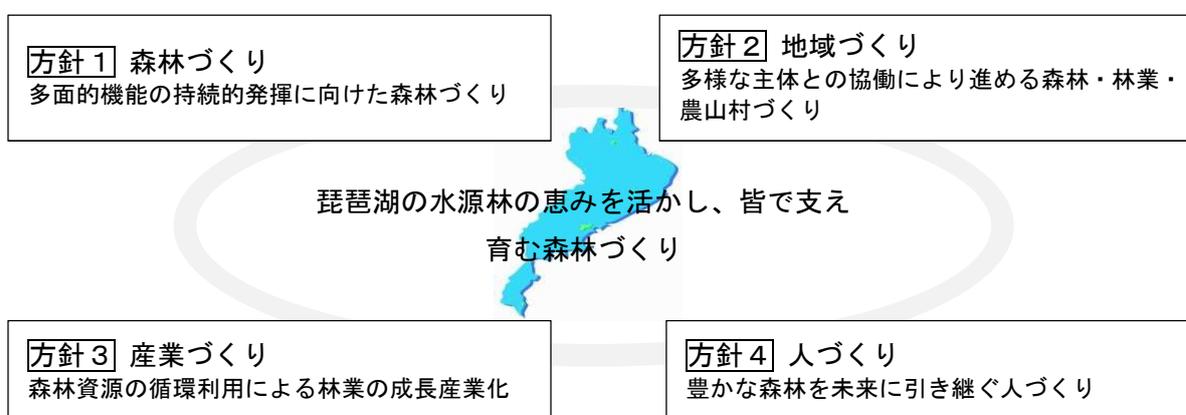
1 基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

2 基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり

この基本方針に基づき、次の4つの方針を定めることとします。



4つの方針のイメージ

※ 琵琶湖森林づくり条例 (令和2年12月28日改正) に規定する基本理念

(基本理念)

- 第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。
- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
 - 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
 - 4 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるためには森林と人との継続的な関わりが重要であることに鑑み、農山村の活性化のための取組と一体的に推進されなければならない。
 - 5 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であり、林業および木材産業が循環型社会の形成および持続可能な地域づくりに重要な役割を担っていることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
 - 6 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

3 方針に基づく施策の考え方

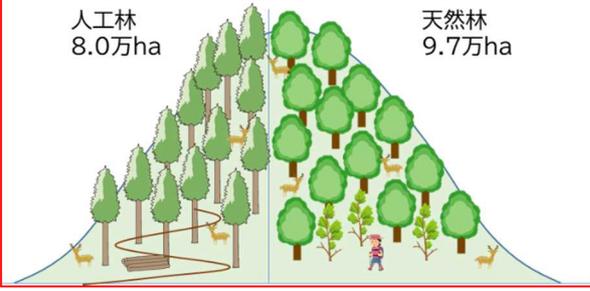
(1) 方針1 森林づくり ～多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり～

本県において人口減少が始まったことに鑑み、相当な長期間に渡り、自然のサイクルで多面的機能が維持される仕組みが必要となっています。こうしたことから琵琶湖の水を育む水源涵養^{かん}や流域治水としての雨水貯留浸透機能等の多面的機能の持続的な発揮を図るため、「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを行うこととします。

ア 100年後を見据えた森林の目指す姿

森林の状況や機能に着目し、ICT技術を活用し重視すべき機能に応じた最適な整備を行う「適地適業」¹を推進することにより、30by30²の実現や多面的機能が持続的に発揮される森林づくりを目指します。

現状



人工林	○地形等の条件を考慮せず植栽し、散発的に間伐等の施業を実施 ○条件の悪い森林は、搬出できないので放置状態 ○近年は林業生産活動の低迷に伴い、主伐・再造林はほとんど行われていない
天然林	○生態系保全など様々な公益的機能発揮の場 ○里山は一部で保全活動等が実施されているものの、活用されず放置状態

100年後の滋賀の森林の姿



自然的・社会的条件に応じたゾーニングとそれぞれの特性を踏まえた適切な施業の実施

目指す森林づくりのイメージ

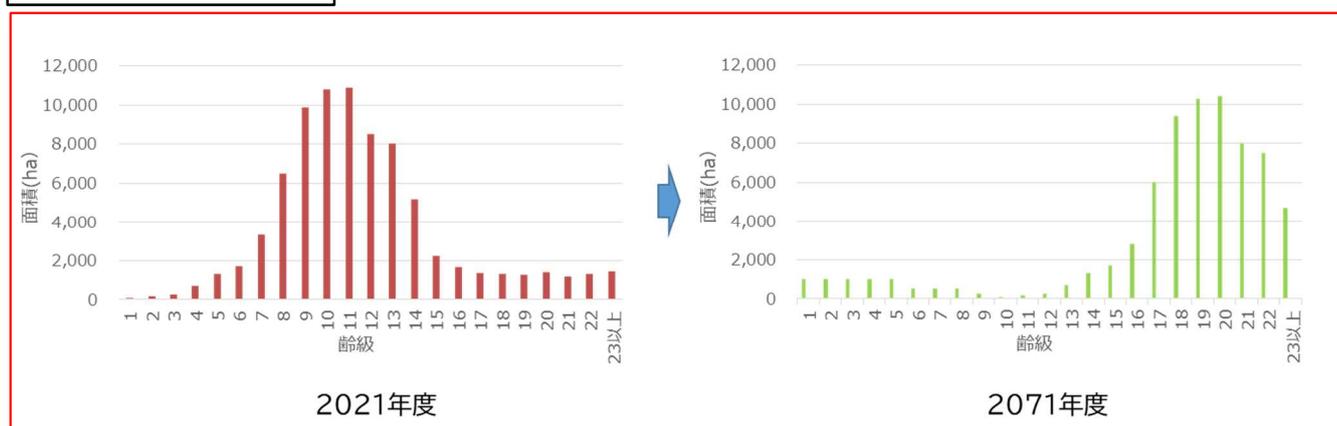
¹ 琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針（平成30年3月 滋賀県）

² 30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として保全しようとする目標。

現状	ゾーニング	目指す姿	施業内容	条件など
人工林	環境林	公益的機能の持続的発揮 天然林への誘導 天然力を活かし低コストで維持・保全	針広混交林化	災害リスクが高い、採算性が低いなど条件不利地
	循環林	積極的に林業生産活動が行われる 林齢構成の平準化が図られる 主な県産材の供給源	(短伐期施業) 主伐・再造林の促進	傾斜が緩いなど災害リスクが低い、地位が高い、作業道などのインフラが整備されているなど
		大径材生産等様々な需要に対応した生産林	(長伐期施業) 複層林施業など	
天然林	環境林	公益的機能の持続的発揮 天然林として引き続き保護、保全	保安林指定など	奥地林
	循環林	広葉樹材やシイタケ原木、特用林産物などの生産の場 森林空間利用など新たな資源活用	里山整備活動 森林サービス産業の展開	里山林

各区分の考え方

50年後の人工林の姿



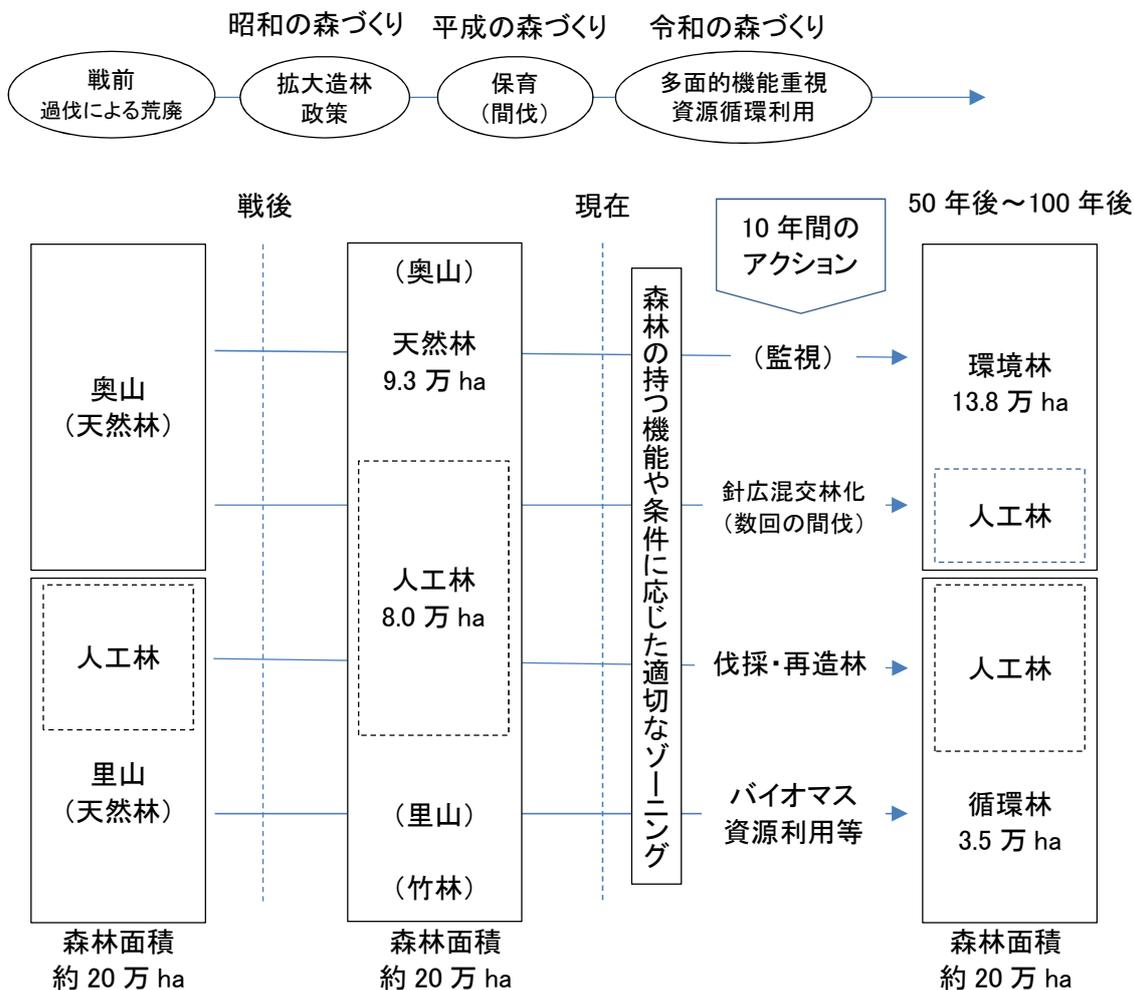
50年後の人工林の姿

現状	ゾーニング	現在の姿	100年後の姿
人工林	環境林	 <p>奥山の人工林</p>	 <p>針広混交林</p>
	循環林	 <p>搬出間伐による木材生産</p>	 <p>主伐再造林による森林資源の循環</p>
天然林	環境林	 <p>シカにより下層植生が 衰退している天然林</p>	 <p>植生豊かな天然林</p>
	循環林	 <p>利用されていない里山林</p>	 <p>新たな森林空間利用</p>

100年後の森林の姿

イ 将来を見据えた誘導の考え方

適切なゾーニングと森林の現状に応じた森林整備等により、目指すべき状態に誘導します。



※ 多面的機能を発揮し、全体として資源を循環しつつ環境に配慮した森林づくりを目指します。

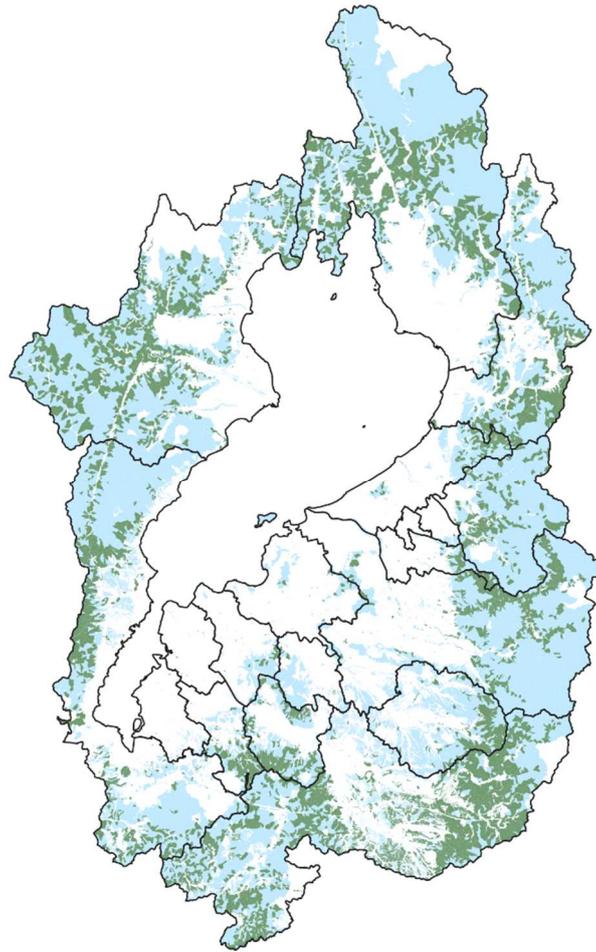
森林の誘導のイメージ

※ 誘導の考え方に基づくゾーニングの事例

イに示す誘導のイメージに基づき、既存情報等からゾーニングを行う場合の事例を示します。

区分	面積 (民有林)	因子の例
環境林 	138 千 ha	循環林以外の森林
循環林 	35 千 ha	標高 800m 以下 林道等 (車両が通行可能な道) から 200m 以内 山腹の傾斜角 40 度未満
合計	173 千 ha	

ゾーニングの因子例



「因子例」に基づくゾーニング

※ 誘導の考え方について

琵琶湖の水源林においては、収穫期を迎える人工林が多くなる中、木材資源を利用することと、公益的機能の維持を両立させていくことが重要な課題となっています。

このためには地形、土質、土壌などの立地条件から、多面的機能への影響を判断し、施業を行う必要があります。今後、航空レーザ計測の進捗に伴い、森林資源や地形の詳細な情報を活用することが可能になります。

今回、考え方の目安として、傾斜角や林道からの距離などの既存情報や、「滋賀県森林の水源涵養機能の評価³」に示された「林業をどこで行うのがよいか」「どこで重点的に保全すべきか」についての評価等を参考に、「循環林」と「環境林」の将来における姿を示すこととしました。

なお、ここに示す数値は、一つの目安であり、実際のゾーニングにおいては、災害リスクや所有者の意向、林業専用道等の基盤整備状況や林業機械の技術革新などを踏まえた詳細な検討が必要です。

³ 滋賀県森林の水源涵養機能の評価（小島永裕ほか）[水利科学 No.361 2018]

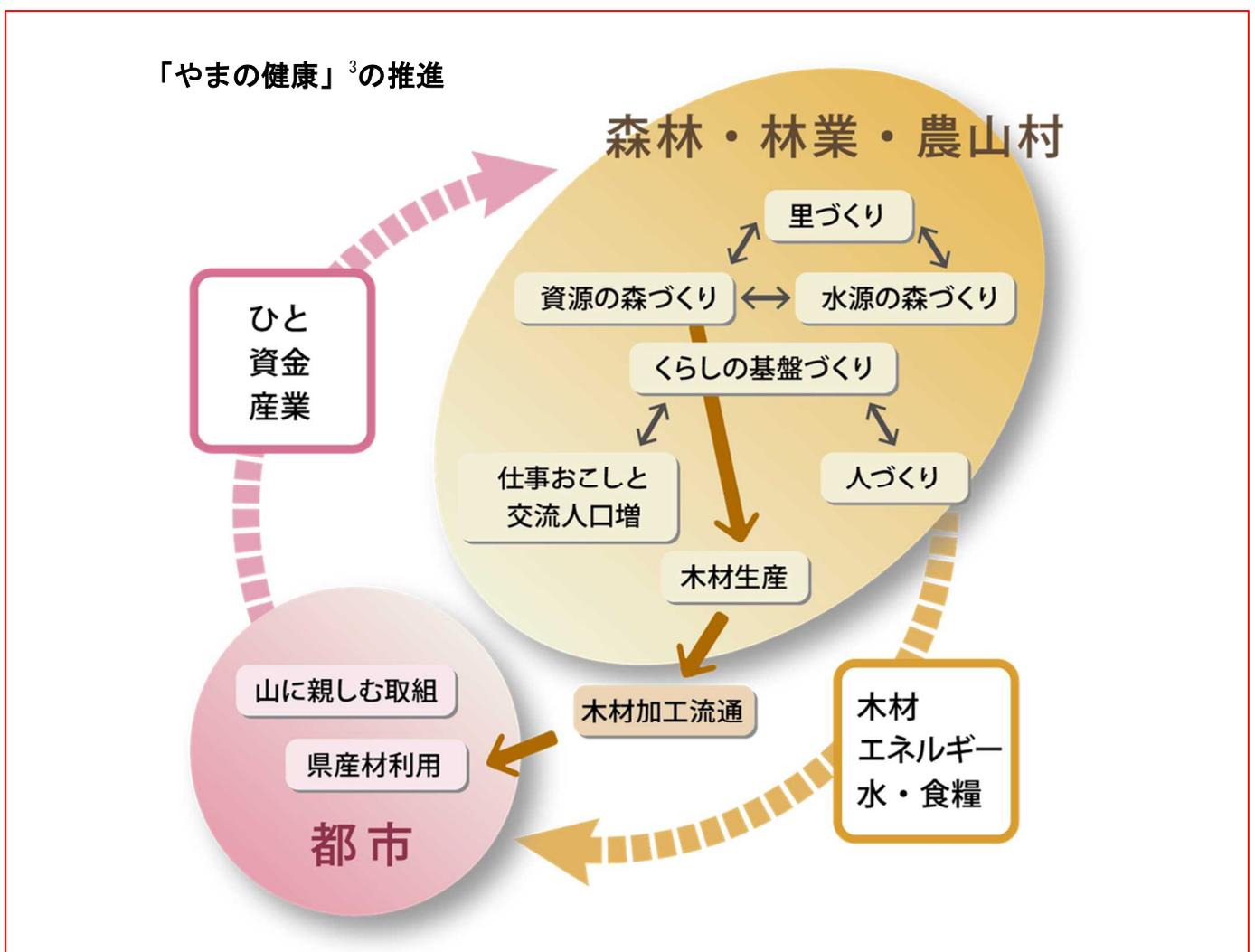
(2) **方針2** 地域づくり ～多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり～

森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促進し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進します。

・ **目指す地域の姿**

現在、農山村地域では、過疎化・高齢化により地域の森林の適切な管理が困難となっています。こうした地域が今後も持続的に森林を支えていくには、森林を活用しながら地域を維持していくための様々な基盤づくり・環境づくりが必要です。

様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との交流や経済循環を生み出すことにより、農山村が活性化している姿を目指します。



「やまの健康」の推進イメージ

³ 「やまの健康」とは、森林・林業・農山村を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く森林・農地が適切に管理されるとともに、農山村の価値や魅力に焦点を当て、地域資源を活かしたモノ・サービスなどによって経済循環や都市や農山村との関わりをつくることで、農山村が活性化している姿を目指すこと。

(3) **方針3** 産業づくり ～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～

森林所有者への利益還元や林業従事者の所得増を目指すため、主伐・再造林を計画的に進め、森林資源の持続的な循環利用に取り組み、川上から川中・川下に至る林業・木材産業の活性化を10年後を見据えながら推進します。

・目指す林業・木材産業の姿

ICTを活用した森林資源の把握や川上における林業生産活動と併せ、県産材の安定供給や輸出をはじめとする安定的な出荷先の確保、様々な用途への確実な利用を促進することにより、種苗生産、森林整備、素材生産、建築、木質バイオマス利用など、適切なサプライチェーンが構築され、森林資源の循環利用に関わる多様な県内産業が活性化している姿を目指します。

サプライチェーンの構築 双方向の情報共有	川上	主伐・再造林の促進、林業専用道等の整備や機械化等の基盤整備、林業のICT化による持続的な林業活動の推進（県産材利用条例第11、16条関連）
	川中	本県の地の利を活かし、ニーズに対応した県産材の県内外への出荷、連携・協業等による県産材の加工や流通体制の改革（県産材利用条例第12、17条関連）
	川下	住宅や公共施設、民間非住宅での利用促進、木質バイオマス等の様々な用途で需要を創出し、県産材の利用を促進（県産材利用条例第13、14、15、19条関連）

森林経営計画の作成促進
間伐等森林整備の推進



川上…計画的な主伐・再造林の実施、効率的な伐採・木材生産、路網、機械等のインフラ整備
集約化、境界明確化



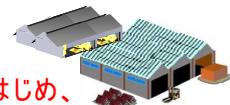
育てる

伐る

川中…本県の地の利を活かし、ニーズに対応した県内外への出荷・加工・流通体制の改革

成長産業化に向けた健全な林業のサイクル

川下…民間非住宅をはじめ、多様な用途での県産材利用



植える

使う

再造林の低コスト化の推進
県内種苗生産の推進



公共施設



住宅



CLT



木育



木製品

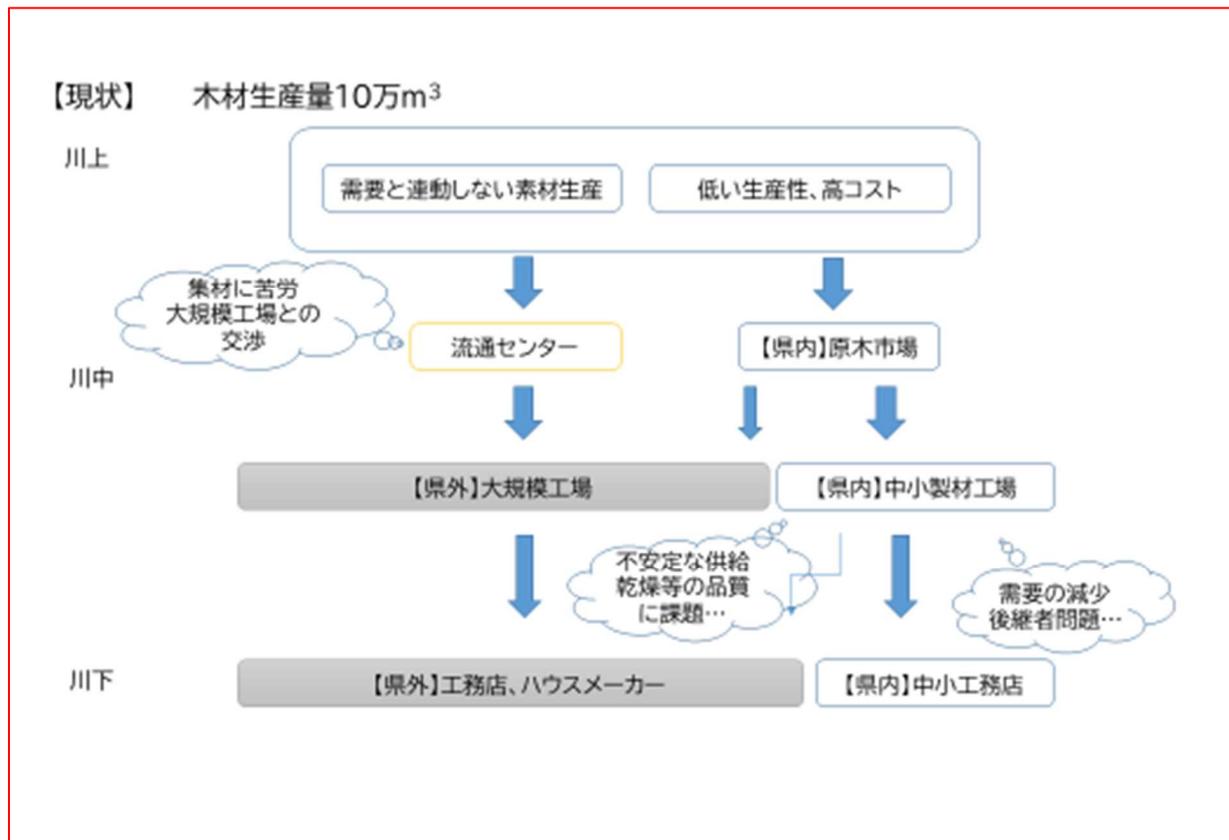


製紙用チップ・バイオマス燃料

林業の成長産業化のイメージ

林業・木材産業の現状

- ・需要と連動しない素材生産が行われており、木材の安定供給に不安がある。
- ・生産性が低いため、山主の収益が少ない。
- ・素材生産量が少ないため、大型製材工場との価格交渉力がない。
- ・川上と川中の情報共有が不足しているため、木材需要に応えることができない。
- ・県内の製材工場では、後継者問題が発生しつつある。

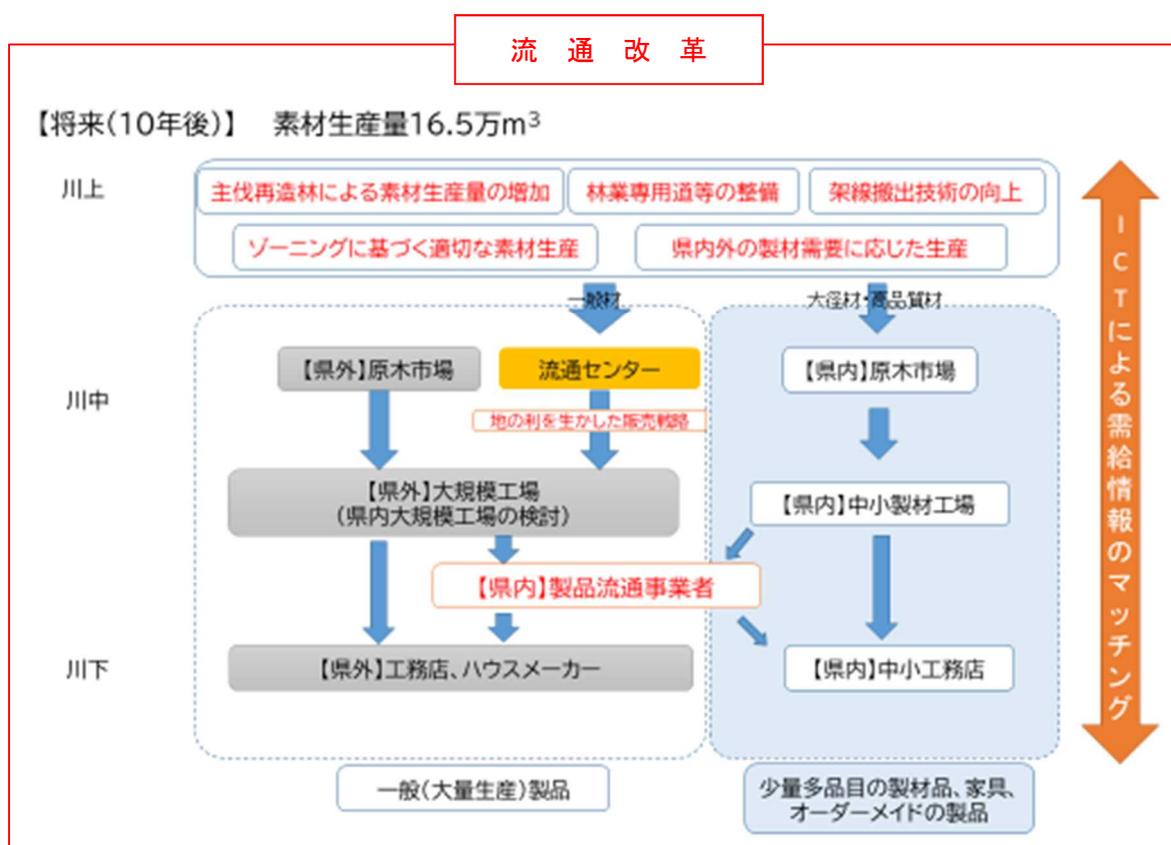


林業・木材産業の現状



林業・木材産業の将来 ～10年後（2030年度）～

- ・主伐再造林による素材生産量が増加し、素材生産量は16.5万m³となる。
- ・林業専用道等の基盤整備が進み、ゾーニングに基づく適切な素材生産が行われる。
- ・川上、川中、川下の双方向の情報共有が行われ、製材需要に応じた生産が行われる。
- ・県内製品流通事業者と中小製材工場が連携し、地の利を生かしたサプライチェーンが構築される。
- ・流通センターが核となり、県外大型工場向けに地の利と情報を活かした出荷が行われる。
- ・将来の県内大型工場の設置に向け、検討が始まる。
- ・中小製材所では、大径材や高品質材の製材が行われ、地元の工務店に向け多様な木製品が生産される。

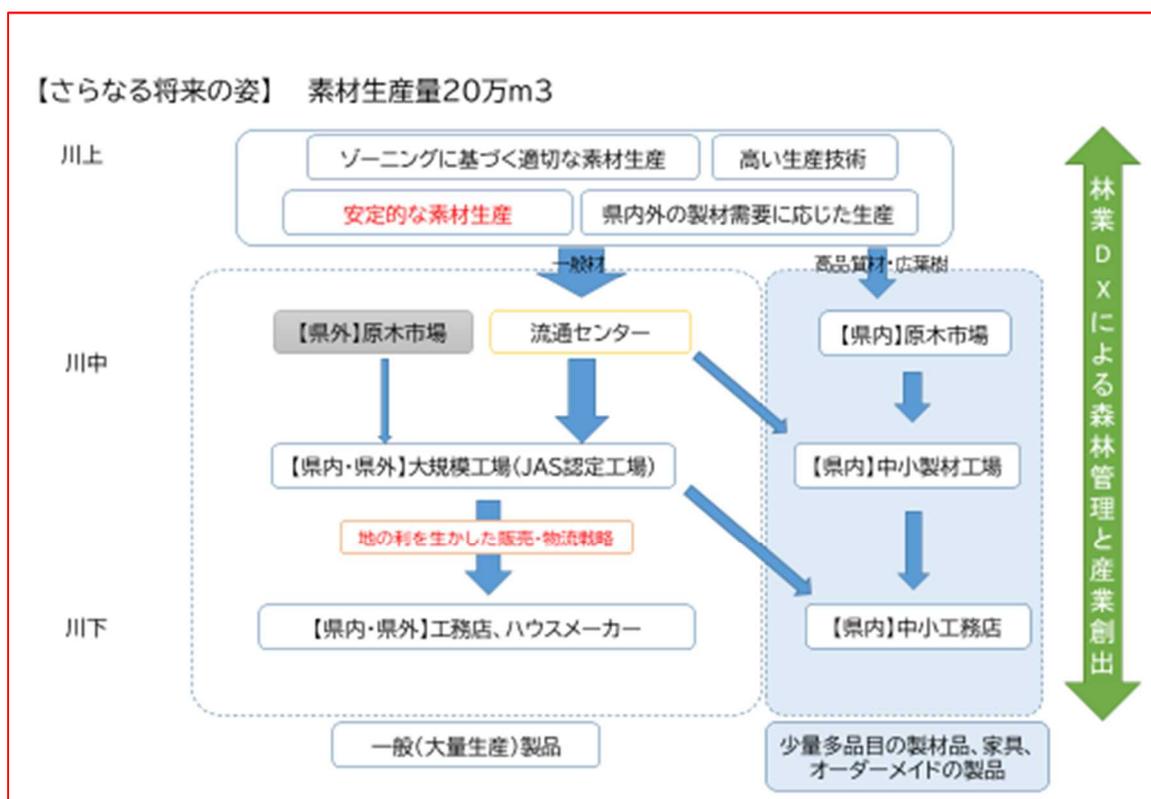


林業・木材産業の将来イメージ（10年後）



林業・木材産業の将来 ～さらなる将来の姿～

- ・主伐・再造林が進み、バランスの取れた林齢構成を目指す。
- ・循環林から 20 万 m³ の素材が安定的に生産される。県内木材需要が満たされ県外にも製品が出荷される。
- ・県内に大型の製材工場が設置され、県内外の工務店やハウスメーカーに対し、地の利を生かした出荷が行われる。
- ・中小製材工場の連携が進み、適正な在庫管理によりニーズに応じた製品の供給が行われる。



林業・木材産業の将来イメージ（さらなる将来の姿）

※ 川上・川中・川下の連携強化により流通の効率化やマーケットインの視点に立った需要に応じた製品の安定供給を進めます。

(4) **方針4** 人づくり ～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

林業・木材産業に関わる担い手の確保・育成を図るとともに、次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進します。

・目指す人づくりの姿

【森林・林業・木材産業の担い手の確保・育成】

「滋賀もりづくりアカデミー」を中心的な人材育成機関とし、既存就業者の能力向上、新規就業者の人材育成、また森林経営管理制度に対応する市町職員の人材育成を行います。(県産材利用条例第18条関連)

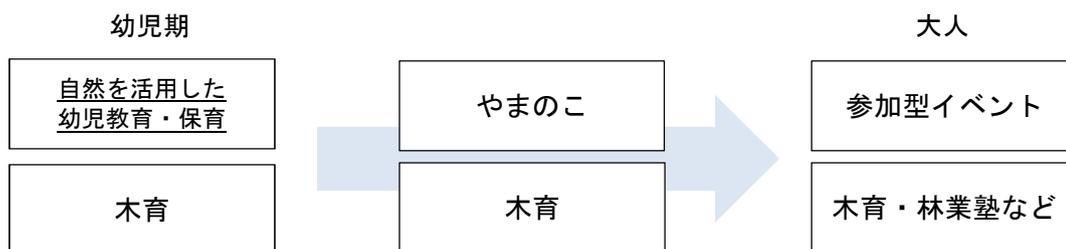
また、県産材の利用を促進するために、他機関と協力し、木造建築に関わる設計士や施工に携わる者、製材所等の人材育成を行います。(県産材利用条例第18条2関連)

【森林環境学習】

自然保育や「やまのこ」をはじめとする体験型の森林環境学習を継続、着実に推進し、森林づくりへの関心や理解を深めます。

【木育】

木育拠点を整備することで、あらゆる世代へ木育を推進し、森林の重要性や県産材を使うことの意義への理解を広めます。(県産材利用条例第19条関連)



※ **しが木育の推進**

滋賀の木育、「しが木育」とは、子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて、木材への親しみや森林・木の文化への理解を深めながら木材利用の意義を学び、木とともに豊かな心を育み木を生活に生かす取組です。

本県では、「しが木育指針」を策定し、木との触れ合いが学びにつながることで森林資源の循環利用や琵琶湖を中心とした森-川-里-湖のつながりと、さらには水源となる豊かな森林および滋賀の木づかいの文化が次の世代に引き継がれている姿を目指します。

